

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		新座市地区まちづくり準備会の登録期間の延長 新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第6項 前項に規定する登録期間を延長しようとする団体は、当該登録期間の満了日の2か月前までに、新座市地区まちづくり準備会登録延長申請書を市長に提出しなければならない。
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	新座市地区まちづくり推進条例施行規則第4条第7項 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録期間の延長の可否を決定し、新座市地区まちづくり準備会登録延長決定通知書又は新座市地区まちづくり準備会登録延長申請却下通知書により、その旨を当該申請を行った団体の代表者に通知するものとする。この場合において、延長を決定したときは、その期間は第5項の規定により登録した期間と合わせて2年を超えることができない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	登録期間の延長申請の審査基準については、事案ごとの裁量部分が大きく、基準を設定することが困難である。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、あらかじめ処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)